

警視庁職員の職務に専念する義務の免除に関する規程

〔沿革〕 平成 2 4 年 8 月 訓令甲第 2 2 号（い）  
2 7 年 3 月 同第 2 0 号（ろ）  
2 9 年 1 月 同第 1 号（は）改正

（目的）

第 1 条 この規程は、警視庁職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の免除に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第 2 条 職員の職務に専念する義務の免除については、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 2 6 年東京都条例第 1 6 号。以下「条例」という。）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 2 7 年東京都人事委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（用語の定義）

第 3 条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。（ろ、は）

- （1）職員 警視以下の階級にある警察官、警察行政職員、一般職非常勤職員及び臨時職員をいう。
- （2）所属長 所属及び所属長の呼称に関する訓令（昭和 3 5 年 8 月 1 5 日訓令甲第 2 3 号）第 2 条に定める所属長をいう。

（職務に専念する義務を免除される場合）

第 4 条 規則第 2 条第 7 号に規定する特別の事由のある場合として、規則第 3 条によりあらかじめ人事委員会の意見を聴いて、その同意を得たものは、次に掲げる場合とする。（い、ろ）

- （1）スポーツ大会の業務の運営に従事する場合（一般職非常勤職員が従事する場合を除く。）

- (2) 口頭審理に人事委員会の通知を受け、当事者として出頭する場合（労働委員会に対する申立ての場合を含む。）
- (3) 骨髄バンク事業に係る骨髄等の提供又は献血を行う場合（臨時職員が行う場合を除く。）
- (4) 勤務の軽減措置を受ける場合（一般職非常勤職員が受ける場合を除く。）
- (5) 妊産婦である職員が休養を要する場合
- (6) 定年退職予定者等が再任用職員の採用選考を受験する場合及び再任用職員が任期の更新に係る選考を受験する場合
- (7) 退職予定者が一般職非常勤職員の採用選考を受験する場合
- (8) 一般職非常勤職員が公募によらない再度任用に係る選考を受験する場合  
（権限の委任）

第5条 次に掲げる場合において、職員の職務に専念する義務の免除の承認に関する警視総監の権限は、警務部長に委任する。

- (1) 条例第2条第1号に規定する研修を受ける場合
- (2) 規則第2条第2号に規定する職員が国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- (3) 規則第2条第4号に規定する職員が都又は都の機関以外のものの主催する講演会等において、都政又は学術等に関し、講演等を行う場合
- (4) 前条第1号、第2号及び第4号に規定する場合

2 次に掲げる場合において、職員の職務に専念する義務の免除の承認に関する警視総監の権限は、所属長に委任する。

- (1) 条例第2条第2号に規定する職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (2) 規則第2条第3号に規定する職員が法令又は条例に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合
- (3) 規則第2条第5号に規定する職員がその職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合
- (4) 規則第2条第6号に規定する職員がその職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合
- (5) 前条第3号及び第5号から第7号までに規定する場合

第6条 前条第2項の場合において、職員が本部所属の長である場合にあっては、それぞれの属する部の長の、警察署長である場合にあっては、警務部長の承認を得なければならない

い。

(細部事項)

第7条 この規程を運用するために必要な細部事項は、警務部長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。